④　保守体制「当社からの連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間」　評価内容により、６時間未満の提案かつ提案値が最も少ない者に最大の10点を付与し、標準案（６時間）を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

⑤　工程管理「工程管理に関する創意工夫」
項目別配点　優20点、良10点、可０点

⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格による価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5L≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：最低入札価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑺　３⑹において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑻　配置技術者に関する事項　技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑼　技術提案の履行に関する事項
①　保証条件、保守体制　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意による瑕疵」として、その補修又は損害賠償を請求する。
②　上記以外の評価項目　受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑽　技術提案にあたっての留意事項　技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不採用とする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー11階
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法等
入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書（案）、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「設計図書等」という。）を交付する。
①　交付期間　平成24年12月３日（月）から平成25年３月１日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで
②　交付場所　４⑴に同じ。
③　交付方法　設計図書は、ＣＤ－Ｒにより無料で交付する。

⑶　申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書（案）及び技術提案資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等
①　提出期間　平成24年12月３日（月）から平成25年１月７日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、４⑶①の期間に、４⑴に郵送すること。（郵便書留に限る。）

⑷　開札（入札執行）の日時及び場所
①　電子入札による入札　平成25年２月27日（水）午前10時から平成25年３月１日（金）午後４時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
②　郵送による入札（紙入札参加の届出を行った場合）　郵送による入札書の受領期限は、平成25年３月１日（金）午後４時までに４⑴に郵送すること。（郵便書留に限る。）
③　開札日時　平成25年３月４日（月）午後１時30分
④　場所　４⑴の中日本高速道路株式会社東京支社　７階入札室

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷　本工事の総合評価提案資料の提出にあたっては、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、総合評価提案資料についてその意思を表示すること。

⑸　技術提案の採否　技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。
なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。これに違反した入札は無効とする。

⑹　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑺　配置予定主任（監理）技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

⑻　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする、詳細は特記仕様書等による。

⑼　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑽　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）